

# 国際経済・外交に関する調査会 1年目の調査

## — 国際経済・外交に関する調査報告（中間報告）の概要 —

藤崎 ひとみ

(第一特別調査室)

1. はじめに
2. 調査の概要
  - (1) 我が国の海洋政策
  - (2) 海洋資源・エネルギーの確保など海洋の利活用及び開発の在り方
  - (3) 我が国が海洋立国として国際社会を牽引するための取組と役割
  - (4) 海を通じて世界とともに生きる日本（委員間の意見交換）
3. おわりに

### 1. はじめに

国際経済・外交に関する調査会（以下「調査会」という。）は、国際経済・外交に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、第200回国会の2019（令和元）年10月4日に設置された<sup>1</sup>。その後、3年間の調査テーマを「海を通じて世界とともに生きる日本」と決定し、「海洋資源・エネルギーの確保など海洋の利活用及び開発の在り方」、「海洋環境をめぐる諸課題及び取組の在り方」及び「我が国が海洋立国として国際社会を牽引するための取組と役割」の三つを具体的な調査項目として、調査を行うこととした<sup>2</sup>。

1年目の調査では、まず、今後の調査を進めていくに当たり、我が国の取組や国際海洋法<sup>3</sup>の基本枠組みを俯瞰的かつ概括的に把握するための調査として、「我が国の海洋政策」について、政府参考人から説明を聴取し、質疑を行うとともに、2名の参考人から意見を

<sup>1</sup> 参議院の調査会制度の詳細については、参議院ホームページ「参議院の調査会」を参照。  
<<http://www.sangiin.go.jp/japanese/chousakai/about.html#C01>>（以下、最終アクセスは全て2020（令和2）年7月10日）

<sup>2</sup> 調査テーマ及び具体的な調査項目については、2019（令和元）年12月9日の調査会理事会において決定され、同日の調査会において調査会長より調査項目決定の報告が行われた。

<sup>3</sup> 海洋に関連する国家間の関係を規律する法規則及び原則、すなわち海の資源、スペース、環境等に関する国際公法を指す（林司宣「第1章 総論」島田征夫・林司宣編『国際海洋法』（有信堂、2010年）1頁）。

聴取し、質疑を行った。続いて、上記具体的な調査項目のうち、「海洋資源・エネルギーの確保など海洋の利活用及び開発の在り方」及び「我が国が海洋立国として国際社会を牽引するための取組と役割」について、計9名の参考人から意見を聴取し、質疑を行ったほか、「海を通じて世界とともに生きる日本」について、委員間の意見交換を行った。

2020（令和2）年6月10日、調査会は、これら1年目の調査を取りまとめた調査報告書（中間報告）<sup>4</sup>を議長に提出し、同月12日に本会議において調査会長がその概要について報告を行った。

本稿では、同報告書に記載した調査の概要を中心に、その主な内容を紹介する。

## 2. 調査の概要

### （1）我が国の海洋政策（2020（令和2）年2月5日）

今期の調査を進めるに当たり、海洋をめぐる多岐多種にわたる諸課題の相互関係も十分認識した上で、調査会に期待される総合的な調査を効果的に実施していくために、まずは、我が国の海洋政策の現状と課題全体について、施策全般及び国際法の二つの観点から、俯瞰的かつ概括的に把握することとした。

我が国の海洋政策は、2007（平成19）年に成立した海洋基本法及び同法に基づき策定された海洋基本計画等に基づき実施されている。2018（平成30）年に見直された現在の第3期の基本計画<sup>5</sup>では、最近の海洋における情勢変化を踏まえ、総合的な海洋の安全保障の考え方の下、主要施策として、海洋の産業利用の促進、海洋環境の維持・保全等が挙げられているが、こうした方針や取組の現状及び課題を把握し、検証することが求められている。

また、国際社会における海洋に関する諸問題を包括的に規律する条約として国連海洋法条約（UNCLOS）<sup>6</sup>が存在し、我が国も締約国となっている。国際海洋法では、歴史的に海洋の自由な利用が重視されてきたが、国際関係の変化に伴う権利意識の変化や環境問題などグローバル課題等への対応が求められる中で、UNCLOSでは、「公海自由の原則」や「旗国主義」に一定の制約を設けるなど、変容が見られる。UNCLOSの下での海洋の安定的な法的秩序の確立等の諸課題に対し、海洋立国である我が国としてどう関わっていくべきかが問われている。

そのような認識の下、調査会では、内閣府から我が国の海洋政策について、説明を聴取し、関係府省庁に対し質疑を行うとともに、参考人から、我が国の海洋政策に関する諸課題の概要、国際法から見た海洋政策を通じた我が国の先駆的な国際貢献の在り方について、それぞれ意見を聴取し、質疑を行った。

---

<sup>4</sup> 報告書全文は、参議院ホームページに掲載されている。

[〈https://www.sangiin.go.jp/japanese/chousakai/houkoku/dai12ki/kokusai2020.pdf〉](https://www.sangiin.go.jp/japanese/chousakai/houkoku/dai12ki/kokusai2020.pdf)

<sup>5</sup> 海洋基本法では、おおむね5年ごとに海洋基本計画を改定することとされており、現行の第3期海洋基本計画は、2018（平成30）年5月に閣議決定された。

<sup>6</sup> 正式名称は、「海洋法に関する国際連合条約（United Nations Convention on the Law of the Sea）」。同条約は、10年間にわたる交渉を経て、1982（昭和57）年に採択され、1994（平成6）年11月に発効した（我が国については、1983（昭和58）年2月に署名し、1996（平成8）年7月に発効した）。2018（平成30）年6月現在、167か国及びEUが締結している。同条約は「海の憲法」とも呼ばれており、領海、接続水域、排他的経済水域、大陸棚、公海、深海底等の海洋に関する諸問題について包括的に規律している。

## ア 政府の説明

内閣府総合海洋政策推進事務局から、我が国の海洋政策の制度的枠組みとしての海洋基本法の概要に関し、同法に基づく第3期海洋基本計画における海洋政策の方向性及びこれを踏まえた基本的な方針<sup>7</sup>等について説明が行われた。

### イ 主な質疑（対政府質疑）

上記説明に対し、委員からは、海洋安全保障の強化の在り方、海底資源の開発の現状と今後の見通し、海洋基本法及び海洋基本計画に基づく施策の推進、港湾振興の現状と課題、水産資源管理等に係る取組、マイクロプラスチックを含む海洋ごみの削減等に向けた取組、我が国における洋上風力発電導入に向けた現状と見通し等について質疑が行われた。

### ウ 参考人の意見

山田吉彦参考人（東海大学静岡キャンパス長（学長補佐）・海洋学部教授）からは、我が国の海洋政策に関し、新たな海洋安全保障体制の構築、海洋資源開発、海洋環境保護、海洋人材育成等、様々な課題への対応の在り方や海に係る国際協力の重要性等について意見が述べられた。

奥脇直也参考人（東京大学名誉教授）からは、排他的経済水域（EEZ）の利用拡大等に伴う新たな利害衝突の可能性がある中、国際的な海洋管理には、科学的な根拠に基づいて議論できる体制が重要であり、海洋科学が発達している我が国が先駆的な役割を果たしていくべきである旨の意見が述べられた。

### エ 主な質疑（対参考人質疑）

上記意見陳述に対し、委員からは、自由で開かれたインド太平洋戦略に対する評価、尖閣諸島をめぐる問題と諸外国における紛争解決の在り方、海洋基本計画における総合的な安全保障の意義、海洋資源開発の現状と課題、日中中間線におけるガス田開発の現状及び海底資源の日中共同開発の可能性、海洋人材育成の在り方、国際法等におけるパワーの定義等について質疑が行われた。

## （2）海洋資源・エネルギーの確保など海洋の利活用及び開発の在り方

### ア 水産資源の管理と保護（2020（令和2）年2月12日）

我が国周辺海域では、近年、身近な沿岸海域で藻場を形成する海藻類が消滅してしま

---

<sup>7</sup> 第3期海洋基本計画では、「新たな海洋立国への挑戦」と銘打ち、①海洋の安全保障に関する施策と海洋の安全保障に資する側面を有する施策を併せて、「総合的な海洋安全保障」として、MDA（海洋状況把握）体制の確立等を推進していくこと、②海洋の持続可能な開発、利用を進め、海洋に関わる多様な産業について振興、創出を図るとともに、海洋環境の保全について世界をリードしつつ、美しく豊かな海を継承していくこと、③海洋の未知なる領域の研究等による知的資産の創造や科学技術力向上のための取組を強化するとともに、イノベーション創出に資する研究開発を推進し、海洋科学の分野で世界を主導し、貢献すること、④海における新たな枠組みやルール等の形成に際して、法の支配と科学的知見に基づく政策の実施を国際社会の普遍的な基準として浸透させていくこと、⑤海洋立国を支える多様な人材の育成及び確保に取り組むとともに、国民の海洋についての理解増進を深めていくことを政策の方向性として掲げている。また、海洋の主要施策としての基本的な方針として、①海洋の産業利用の促進、②海洋環境の維持・保全、③科学的知見の充実、④北極政策の推進、⑤国際連携・国際協力、⑥海洋人材の育成と国民の理解の増進の6本柱を掲げている。

う磯焼けや、冬でも海藻を餌とする生物が活発に活動することによる藻場の衰退といった現象が発生しているほか、プラスチックごみによる水産資源を含む海洋生態系への悪影響も懸念されている。

また、我が国の漁業生産量は、1984（昭和 59）年にピークに達した後減少傾向にあり、最近の 30 年間で約 3 分の 1 にまで落ち込んでいる。その要因としては、気候変動等の海洋環境の変化による水産資源の分布・回遊への影響、我が国周辺海域での外国漁船の操業の活発化や乱獲など、様々な要因が指摘されている。

また、鯨などの海生哺乳類の管理については、鯨の持続的利用を支持する国と保護を優先する反捕鯨国との対立が続く国際捕鯨委員会（IWC）<sup>8</sup>の資源管理機関としての機能回復に向け、我が国は異なる立場の共存を目指した提案を行ってきたが、その提案は、2018（平成 30）年 9 月の IWC 第 67 回総会で否定された。現在の IWC では鯨の持続可能な利用と保護の両立は極めて困難との判断に至った我が国は、2018（平成 30）年 12 月、国際捕鯨取締条約（ICRW）からの脱退を通告し、2019（令和元）年 7 月から 1988（昭和 63）年以降中断していた商業捕鯨を再開した。

海洋資源の持続可能な利用は SDGs<sup>9</sup>でも目標の一つとなっているが、その実現に向けて様々な課題が山積している中であって、水産資源を科学的根拠に基づいて持続的に利用することを基本姿勢としてきた我が国としての取組の在り方が、改めて問われている。

そのような認識の下、調査会では、参考人から、魚をめぐる諸問題、国際的な視点による日本の水産資源管理、捕鯨の過去と将来について、それぞれ意見を聴取し、質疑を行った。

#### （ア）参考人の意見

さかなクン参考人（東京海洋大学名誉博士・客員准教授）からは、地球温暖化に伴う海水温上昇による海洋生物の生態系変化やプラスチックなどの海洋ごみが海洋生物へ与える影響等の問題解決のために、一人一人が知的好奇心を持って自然を体感することが重要である旨の意見が述べられた。

片野歩参考人（漁業ジャーナリスト）からは、持続可能な水産資源の利用のためには、科学的根拠に基づき、国別 TAC<sup>10</sup>の設定や個別割当（IQ）制度<sup>11</sup>による資源管理を行うべきであり、北欧においては、そうした水産資源を持続的にする仕組みにより、水産

<sup>8</sup> 国際捕鯨取締条約（ICRW）に基づき、1948（昭和 23）年に設立された組織。鯨類の適当な保存及び捕鯨産業の秩序ある発展を目的とし、①鯨資源の保存及び利用についての規則の採択、②鯨及び捕鯨に関する研究及び調査の勧告と組織、③鯨類の現状、傾向、これらに対する捕鯨活動の影響に関する統計的資料の分析を主要任務とする。

<sup>9</sup> 持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）の略称。2015（平成 27）年 9 月の国連サミットにおいて「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、この中において、2030（令和 12）年までの国際目標として、17 の目標と 169 のターゲットで構成される「持続可能な開発目標（SDGs）」が掲げられた。海洋資源については、SDGs の目標 14 において「持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する」とされている。

<sup>10</sup> 漁獲可能量（Total Allowable Catch）の略称。

<sup>11</sup> 漁獲可能量を漁業者又は漁船ごとに割り当て、割当量を超える漁獲を禁止することによって、漁獲量の管理を行うもの。

加工を始めとする様々な産業が生み出され、成長を続けている旨の意見が述べられた。

小松正之参考人（東京財団政策研究所上席研究員）からは、大半の鯨類資源は増加しており、捕鯨を行わない選択肢はない中で、海洋生態系や地球温暖化の問題の解明のためにも、補助金依存の商業捕鯨よりは調査捕鯨を行うべきであるが、ICRW脱退によって調査捕鯨の根拠を失う結果となったため、今後日本は鯨の持続的な利用と諸外国との信頼関係構築にも資する科学調査捕鯨が行えるよう国際社会に復帰すべきである旨の意見が述べられた。

#### （イ）主な質疑

上記意見陳述に対し、委員からは、海洋及び海洋生物に対する国民の理解促進のために政府として必要な方策、地産地消及び旬産旬消の周知に向けて必要な取組、我が国において水産物の消費が減少している原因、我が国において科学に基づく厳格なTAC設定ができない要因、大規模漁業から沿岸漁業を守る重要性、国別TACを国内において各漁業者に公平に配分するための基準、我が国の領海及びEEZ内の商業捕鯨が漁獲量の回復に及ぼす影響、商業捕鯨の推進を含めた今後の我が国の捕鯨政策の在り方、我が国が200海里内のみで捕鯨を行っている理由等について質疑が行われた。

### イ 海底資源・海洋再生可能エネルギーの管理・利活用と今後の展開（2020（令和2）年2月26日）

国際情勢に左右されないエネルギー・鉱物資源の安定供給の確保は、我が国が抱える大きな課題である。

一方、陸域においてエネルギー・鉱物資源が乏しい我が国ではあるが、周辺海域では、石油・天然ガスのほかメタンハイドレートや海底熱水鉱床を始めとする様々な海洋エネルギー・鉱物資源の賦存が確認されている。これらの開発に必要な技術は、依然として不確実性や難易度が高いものの、賦存量・賦存状況の把握、生産とそれに伴う環境への影響把握・対策のための技術開発については、官民一体で、計画的かつ着実に推進することが求められている。

また、エネルギー資源の中核をなし、海外への依存も高い石油・石炭・LNGなどの化石燃料については、新興国を中心に需要増加が見込まれることを踏まえつつ、我が国においては、引き続き化石燃料の安定確保に取り組む一方、温室効果ガスであるCO<sub>2</sub>の排出削減という世界的な課題に向き合いながら、脱炭素化に向けエネルギー・環境技術面における戦略的な対応が求められる。

このようなエネルギー自給率の向上と脱炭素化の双方に資する重要なエネルギー源として、再生可能エネルギー、取り分け、欧州で拡大している洋上風力発電については、四方を海に囲まれる我が国においても、大きなポテンシャルを有しているとされ、導入に向けた今後の動向が注目されている。

そのような認識の下、調査会では、参考人から、海洋鉱物資源の開発及び利用への展望、世界の動向と日本の安全保障及び新しい国際資源戦略、洋上風力発電を中心とした海洋再生可能エネルギーについて、それぞれ意見を聴取し、質疑を行った。

### (ア) 参考人の意見

浦辺徹郎参考人（東京大学名誉教授・国際資源開発研修センター顧問）からは、日本の海底には各国の関心が高まっている重要鉱物の多くが存在しており、また、海底資源開発における我が国の探索技術はトップクラスであるが、優位の継続には政策的な後押しが必要であり、海洋環境に十分配慮しながら更なる開発を目指していく必要がある旨の意見が述べられた。

白石隆参考人（熊本県立大学理事長）からは、新興国の台頭や米中対立などの世界の動向の中で、特にエネルギー確保や新興技術をめぐる争いに留意しつつ、我が国は、世界の安定を守り、日本における豊かで自由に安全な生活を維持していくことが重要であり、それが日本の外交・安全保障、国際経済政策を考える上での根本に存在する課題である旨の意見が述べられた。

石田茂資参考人（佐賀大学海洋エネルギー研究センター教授）からは、洋上風力発電の発展に向けて、長期エネルギー需給見通し<sup>12</sup>における風力の導入目標の早急な引上げ、オランダが行っているようなセントラル方式<sup>13</sup>の導入、再エネ海域利用法<sup>14</sup>による促進区域を領海からEEZへ拡大するなど、市場拡大及びコスト削減のための環境整備を進める必要があること、また、豊かな生態系の維持など、各海域のステークホルダーとの共生が重要である旨の意見が述べられた。

### (イ) 主な質疑

上記意見陳述に対し、委員からは、我が国の海洋資源調査技術の優位性を継続する上で必要となる政策的な後押しの内容、我が国の海底資源開発に係る今後の目標スケジュール、海洋環境に配慮した海底資源開発における我が国の優位性及び注意点、アジア全体のエネルギー安全保障に対する我が国の貢献、脱炭素化及び石炭火力発電の今後の見通し、我が国が安全保障と経済とを切り離す必要性、我が国の風力発電産業の巻き返す可能性及び必要性、洋上風力発電による環境への影響や課題等について質疑が行われた。

## (3) 我が国が海洋立国として国際社会を牽引するための取組と役割

### ア 海事産業の基盤強化（2020（令和2）年6月3日）

我が国において海上輸送は、貿易量の9割以上、国内貨物輸送の約4割を占め、国民

<sup>12</sup> 2014（平成26）年4月に閣議決定された第4次エネルギー基本計画を受け、2015（平成27）年7月に経済産業省において策定された。エネルギー政策の基本的視点である、安全性、安定供給、経済効率性及び環境適合について達成すべき政策目標を想定した上で、政策の基本的な方向性に基づいて施策を講じたときに実現される2030（令和12）年度のエネルギー需給構造の見通しを示すもの。長期エネルギー需給見通しでは、2030（令和12）年度の電力の需給構造における風力の割合は1.7%となっている。現在の第5次エネルギー基本計画（2018（平成30）年7月閣議決定）においては、長期エネルギー需給見通しの確実な実現に向けた取組を更に強化するとともに、2050（令和32）年を見据えたシナリオが設計された。

<sup>13</sup> 政府が長期的な導入目標を掲げた上で洋上の開発エリアを定め、系統接続、漁業者との交渉や環境アセスメントなどを行い、発電事業者は施設の建設を中心に、完全な競争原理（入札制度）を取り入れて行う方法。

<sup>14</sup> 正式名称は、「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」であり、2019（平成31）年4月1日に施行された。同法により、洋上風力発電事業を実施可能な促進区域を国が指定し、公募を行って事業者を選定、30年間の長期占用を可能とする制度が創設された。

生活や経済活動にとって基幹的輸送インフラであり、造船業、海運業などの海事産業は、それを支える重要な存在である。

その一つである造船業は、海上保安庁や自衛隊などの艦船の安定供給を通じて、国民の海上における生命や財産の保護、海上秩序の維持、さらには我が国の安全保障の確保にも貢献している。また、我が国の造船業のほとんどは、瀬戸内などの地方圏に生産拠点を置いており、造船業を支え船舶のエンジン等を製造・供給する船用工業も、世界で大きなシェアを占めつつも、製品のほとんどを国内で生産しており、両者は地域経済や雇用の中核的な役割を担う裾野の広い産業を形成している。

しかし、近年、中国、韓国それぞれにおいて2社合併による巨大造船企業が誕生し、合わせて世界の3分の1以上のシェアを占めるような状況が生じたこともあり、我が国の造船業は、足元の受注で苦戦を強いられている。2020（令和2）年3月には、国内1位の今治造船と2位のジャパンマリンユナイテッド（JMU）の資本業務提携契約書及び合弁契約書が締結されるなど、業界再編の動きが急速に表面化しつつある。さらに、今般の新型コロナウイルス感染症の流行により、船舶の新規商談がストップするなど今後に向け影響の拡大も懸念されている。今後、造船業、船用工業を始めとする海事産業が衰退することは、我が国の海洋立国としての礎が揺らぐことにもつながりかねず、現状を踏まえた上で適切な対策を講じていくことが求められている。

そのような認識の下、調査会では、参考人から、海事・造船業の過去、現在、未来、造船業の現状と課題、海洋国家「日本」における造船業の在り方について、それぞれ意見を聴取し、質疑を行った。

#### （ア）参考人の意見

藤本隆宏参考人（東京大学大学院経済学研究科教授・同大学ものづくり経営研究センター長）からは、造船業の国際的な競争の中でアーキテクチャ（設計思想）から戦略を立てることが重要であること、また、グローバル化、国際分業型の産業構造、微細な産业内貿易、設計に対する厳しい制約条件等の時代に勝っていくためには、まず現場をしっかり残し、現場と相性の良い製品で勝負すべきであり、そのために産官学が一致して設計立国を目指していくべきである旨の意見が述べられた。

上田孝参考人（一般社団法人日本造船工業会副会長）からは、造船業は社会インフラを支える重要な産業であり、地方経済に貢献しているが、公的支援が手厚い中国・韓国との激しい競争の中で日本の受注は激減しており、競争に勝つためには、企業の集約や事業連携の推進が必要であること、また、船舶の環境対策等に関する取組の現状や国に対する支援の要望等について意見が述べられた。

多々見良三参考人（舞鶴市長）からは、造船業の衰退は、地域産業全体に大きな影響を及ぼすだけでなく、国内全体の造船技術力の低下や優秀な技術人材の海外流出につながることで、また、持続可能な造船業の未来に向けての国への提言として、我が国の国防・海の安全の機能強化のために、「重要拠点造船所」の指定や新たな入札制度等による自国で機密性の高い自衛隊艦船等を建造できる技術基盤の強化と技術人材育成の重要性、中国・韓国における造船企業への公的支援に対する外交対応の必要性等について意見が述

べられた。

#### (イ) 主な質疑

上記意見陳述に対し、委員からは、日本企業の現場力を高めるための取組、アーキテクチャ戦略の考え方、造船を国内で行う意義、韓国や中国との競争力の差、コロナ禍後の造船市況と外国人材活用の見通し、造船業に対する支援の在り方、日本企業が造る環境配慮船の優位性、舞鶴市と造船業との関係、舞鶴市でのJMUの商船新造からの撤退問題等について質疑が行われた。

#### (4) 海を通じて世界とともに生きる日本（委員間の意見交換）（2020（令和2）年6月3日）

中間報告書の取りまとめに向け、これまでの調査を踏まえ、「海を通じて世界とともに生きる日本」について、委員間の意見交換が行われた。その中で表明された意見の概要は、以下のとおりである。

まず、全体を見据えた今後の調査の基本的考え方として、我が国における海洋基本法や国連が定める「海洋科学の10年」<sup>15</sup>などに示されるように海という着眼が政策的に主流化している中で2年目の調査を考える必要性、中国の海洋進出及び尖閣諸島や北方領土の問題への対応のほか国境離島の重要性について議論する必要性、ウイズコロナやアフターコロナの時代に向けて東アジアでの早期の人的交流の実現について考えていく必要性等について意見が述べられた。

次に、様々な政策課題への取組として、まず、我が国を取り巻く国際情勢が厳しさを増している中での海洋安全保障・法の支配と外交に関しては、安定した化石燃料輸入のための複数のシーレーン確保の重要性及び海事産業との連携や外交強化の必要性、海洋管理について日本の強みである観測や科学技術力を活用して法の支配と科学的な知見に基づく政策実施の原則を普遍的な基準として国際社会に浸透させる活動に継続的に取り組む重要性等について意見が述べられた。

持続可能な利用の在り方が取り上げられた海洋資源に関しては、海底資源の発掘や海産物の人口養殖など海をいかした事業拡大の必要性、海底資源の研究開発や資源探査に関する官民協力の取組に対する継続的な後押しの必要性、大規模漁業から沿岸漁業を守る重要性、東シナ海と日本海に面する国々が協力して資源を守り育てる漁業の推進や気候変動に取り組むことの重要性等について意見が述べられた。

反捕鯨国との対立が続く中で、取組の在り方が問われた捕鯨問題に関しては、我が国のIWC脱退が他の水産資源管理の多国間ルールに与える影響について調査を行う必要性、科学的調査捕鯨の意義に鑑みた日本海における日韓共同調査の可能性等について意見が述べられた。

---

<sup>15</sup> 「持続可能な開発のための国連海洋科学の10年（国連海洋科学の10年）」は、ユネスコ政府間海洋学委員会（IOC）が提案し、2017（平成29）年12月の国連総会において採択・宣言された。海洋科学の推進によるSDGs達成のために、2021（令和3）年から2030（令和12）年までの10年間に、様々な取組を実施することとしている。



脱炭素社会の構築を見据え、そのポテンシャルが注目される海洋再生可能エネルギーに関しては、コストダウンを促す長期的視点を持って研究開発を政策的に後押しする必要性、海洋再生エネルギー発電事業の実施における市民参画の重要性等について意見が述べられた。

我が国の繁栄と安全を支える基幹インフラである海上輸送を担う海事産業の振興に関しては、国内における造船業や船員確保の課題等の調査の必要性、国内の海事クラスター全般での底上げの必要性、町づくりと一体となっている造船業に対し国が補填する必要性等について意見が述べられた。

近年、国内外における議論が活発化している海洋環境保全に関しては、海洋プラスチックごみ、気候変動に起因する海面上昇、海洋希少種の保護などの海洋環境問題について議論するとともに、率先して取り組む必要性等について意見が述べられた。

法の支配の重要性を踏まえた海洋に関するルールメイキングに関しては、日本が主導して国益や我が国の価値観に沿った国際秩序を、国際法を中心に発展させるための海洋に関するルールづくりについて調査を行う必要性等について意見が述べられた。

経済、環境、安全保障など多角的な議論が求められる北極海に関しては、北極海の管理や秩序ある利活用についての調査の必要性、国際的な北極の政策に関わり続けるために日本の強みである観測や研究開発で貢献する必要性等について意見が述べられた。

我が国の国際競争力の低下が指摘された港湾政策に関しては、アジアの中における日本の港湾の戦略的な位置付けについて議論する必要性、新型コロナウイルス感染症対策が課題となる中で国際コンテナ・バルク戦略港湾政策<sup>16</sup>を進めるに当たり港湾BCP<sup>17</sup>及び検疫体制を強化する重要性等について意見が述べられた。

### 3. おわりに

近年、国際公共財である「海」の利活用や管理の在り方等の課題が顕在化する中、今期調査会において、「海を通じて世界とともに生きる日本」という調査テーマの下、国際経済・外交に関し「海」という切り口で調査を進めることで、海洋国家日本としての在り方について議論が深められることには、大きな意義があると言える。

海洋に関する諸問題は広範多岐にわたっており、委員間の意見交換において確認された

---

<sup>16</sup> 国際コンテナ戦略港湾政策は、国際基幹航路の我が国への寄港を維持・拡大することにより、企業の立地環境を向上させ、我が国の経済の国際競争力を強化することを目的としている。国土交通省は、2010（平成22）年に阪神港及び京浜港を「国際コンテナ戦略港湾」として選定して以降、国際コンテナ戦略港湾への「集貨」、国際コンテナ戦略港湾への産業集積による「創貨」、国際コンテナ戦略港湾の「競争力強化」を三つの柱としてハード・ソフト一体の様々な取組を進めている。

また、国際バルク戦略港湾政策は、大型船舶の活用等により、アジアの主要港湾と比べて遜色のない物流コスト・サービスを実現し、それにより我が国の産業や国民生活に必要な不可欠な資源・エネルギー等を安定的・安価に供給することを目的としている。国土交通省は、2011（平成23）年に「国際バルク戦略港湾」を選定して以降、大型船が入港できる岸壁等の整備に加えて、企業間連携による大型船を活用した効率的な輸送ネットワークの構築等に取り組んでいる。

<sup>17</sup> 港湾の事業継続計画のことであり、自然災害、感染症のまん延、テロ等の事件、大事故、突発的な港湾運営環境の変化などの危機的事象が発生しても、当該港湾の重要機能が最低限維持できるよう、危機的事象の発生後に行う具体的な対応と平時に行うマネジメント活動等を示した文書のこと。

ように、今後議論すべき課題も数多く残されている。2年目の調査においては、本中間報告を一つの指針として、新たな課題の調査と、特に関心の高い課題についての調査の深掘りを並行して行い、3年目の最終報告に向けて、各課題の関連性にも留意しつつ、総合的な調査が行われることが期待される。

(ふじさき ひとみ)